

(平成24年7月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年11月から51年3月まで
昭和51年10月頃、国民健康保険の加入手続のためA市役所を訪れた際に、窓口担当者から、「国民年金にも加入しなければならない。」と説明を受けたため、同時に、国民年金の再加入手続も行った。
申立期間の国民年金保険料や国民健康保険料は、もれなく納付したと記憶している。
結婚して任意加入となった期間の国民年金保険料も納付している自分が、申立期間の国民年金保険料を納付しないはずはなく、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間及び昭和51年4月から同年9月までの国民年金保険料は、父親からお金を借りて納付したとしているところ、申立人の父親は、「当時、申立人に、申立期間やその他の期間の保険料を納めるために必要なお金を渡した。」と証言している。

さらに、申立人は、i) 特殊台帳によると、昭和47年3月頃に加入の後の同年3月22日に、45年11月から46年3月までの国民年金保険料を過年度納付していること、及びii) 国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の51年4月から同年9月までの保険料を同年10月31日に納付していることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であること、並びに上記の証言を踏まえると、申立人が、国民年金への再加入後において、申立期間の保険料だけを未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から9年3月まで

申立期間当時に同居していた長女はA市B区役所で免除の申請手続きをしたが、自分は免除の申請手続きをしていない。

また、申立期間当時の国民年金保険料は口座振替で納付しており、自分で口座振替の停止手続きも再開の手続きも行っておらず、申立期間の保険料は納付した。

申立期間が申請免除期間となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市B区の国民年金被保険者収滞納一覧表によると、申立人の申立期間については申請免除期間とされていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は口座振替により納付したとしているところ、申立人が口座振替をしていたとするC銀行D支店の申立人の夫名義の口座の預金月間取引明細表によると、申立期間前後の期間については国民年金保険料の引き落としが確認できるが、申立期間の保険料の引き落としは確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間当時に申立人と同居していた申立人の長女及び二女についても、申立期間は申請免除期間となっており、その免除申請日も申立人と同日の平成8年5月31日とされているところ、二女は、「自分で申立期間の免除の申請手続きを行っていないが、姉から、自分も国民年金保険料が免除になったと言われた。」と証言している。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 55 年 3 月まで

国民健康保険に加入しようとしてA市役所に行ったところ、市の職員から、「国民年金にも加入しなければならない。」と言われたので、言われるまま加入手続をした。その後も定期的に銀行や郵便局で保険料を納付していたので、申立期間の全部が未納期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市で国民年金の加入手続をし、昭和 48 年に就職したときに、A市から別の国民年金の番号が通知された。」と供述している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号*の前後の任意加入者の加入時期から、申立人については、昭和 46 年 9 月頃にB県C区において国民年金の加入手続が行われ、20 歳に到達した 44 年*月*日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが推認できる。

また、申立人の別の国民年金手帳記号番号*の前後の任意加入者の加入時期から、昭和 55 年 2 月頃にD市において国民年金の加入手続が行われ、48 年 4 月 1 日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが推認できる。ところ、申立人は、「C区及びD市では、国民年金の加入手続をした記憶は無い。」と供述していることから、申立人の国民年金の加入手続に関する記憶は明確ではない上、このほか、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「申立期間において、自分と妻の国民年金保険料は、一緒に納付していた。」と供述しているところ、妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 2 月頃にD市において払い出された申立人の国民年金手帳記号番号と連番であり、このほか、妻に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、妻については、D市において加入手続をするまで、国民年金に未加入であったことがうかがえる。

加えて、C区の国民年金受付処理簿によると、申立人の欄に「不在 48」と

記載があることから、申立人については、49年4月の婚姻前の期間において納付書が送達されなかった期間が存在したことがうかがえる。

このほか、申立人は、保険料の納付に関する具体的な記憶が明確ではない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記・家計簿等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から46年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から46年8月まで

昭和46年9月にA町(現在は、B市)に転入した際、母親から国民年金に加入することを勧められたので、すぐに役場に行って加入手続を行った。その後、役場の国民年金課から、「それまでの国民年金未納分を分割して納めた方が良い。」と言われ、2年以上にわたって、当時の定額保険料の倍以上の金額を、個人集金人に納付したことを覚えている。

申立期間が未加入期間となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金保険料領収書の領収日及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和47年6月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認できるとともに、申立人の所持する年金手帳により、46年9月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる上、申立人に対し、申立期間の国民年金保険料を納付することができる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料はA町の個人集金人に納付したとしているが、B市は、「個人集金人による過年度保険料及び特例納付による保険料の収納は行っていない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付金額を具体的に記憶していない上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 900

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 61 年 3 月まで
昭和 59 年 12 月に会社を退職して厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同月中に夫が私の国民年金の加入手続を行い、A 市の窓口で保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間における国民年金の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 59 年 12 月に会社を退職して厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同月中に夫が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。」と主張しているが、オンライン記録及び A 市の被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、61 年 5 月頃に払い出され、同年 4 月から国民年金第 3 号被保険者となったことが確認でき、申立期間は、第 3 号被保険者制度開始(同年 4 月 1 日)前における任意加入対象者の未加入期間に該当することから、制度上、国民年金保険料を納付することができない上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする夫は、保険料の納付期間、納付金額等の記憶が明確ではない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月から 59 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

また、昭和 59 年 2 月から 61 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 62 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 2 月から 59 年 1 月まで
② 昭和 59 年 2 月から 61 年 3 月まで
③ 昭和 61 年 4 月から 62 年 6 月まで

20 歳到達時に国民年金に加入し、初めは保険料を納付していたが、昭和 55 年*月に父親が亡くなった後は、しばらく免除の期間があったと思う。

昭和 59 年に結婚してから 62 年 6 月までの期間についても、銀行の口座振替か、納付書によりまとめて窓口で国民年金保険料を納付したような記憶がある。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、国民年金手帳記号番号払出補助簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 2 月 8 日に A 市へ一括払い出されたうちの一つであることが確認できるところ、申立人の前後の任意加入者の資格取得日の状況から、申立人は、平成元年 8 月頃に加入手続を行ったことが推認でき、この時点において、申立期間①、②及び③の保険料は時効により納付することができない上、これ以前に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成元年 10 月 18 日に、その時点において遡って納付可能な昭和 62 年 7 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を一括して過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶が明確ではない上、申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立人は、「申立期間①のうち、父が亡くなった昭和 55 年*月以降の期間については、申請免除期間であったかもしれない。」と主張しているが、前述のとおり、当該免除申請が可能な時期に申立人の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人は当該免除申請の手続についての具体的な記憶は無い。

また、当時同居していたとする申立人の母親の記録は、昭和 55 年 12 月から平成元年 3 月まで申請免除期間であることが確認できるが、申立人の母親は既に死亡しており、当時の状況は不明である。

さらに、申立人が当該期間において国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料も無く、申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできず、また、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。